

平成21年度 第1回 芦屋市環境審議会 会議要旨

日 時	平成21年5月29日(金) 9:00~10:35
会 場	北館4階 教育委員会室
出席者	<p>会 長 盛岡 通          副会長 立花 暁夫          委 員 岸 壽子, 北村 勝美, 日下部 昇, 小林 功, 竹内 恵子, 津久井 進,          中島 健一, 長野 良三          林 まゆみ(欠席), 山崎 古都子(欠席)          事 務 局 山中市長, 戸島技監, 谷崎環境部長, 砂田都市計画担当部長,          橋本環境担当次長, 東まちづくり・開発事業担当課長,          林都市計画課長, 下岡公園緑地課課長, 森位環境課課長補佐,          鹿嶋都市計画課主査</p>
会議の公表	<p style="text-align: center;">公 開                                  非公開                                  部分公開</p> <p style="text-align: center;">&lt; 非公開・部分公開とした場合の理由 &gt;</p>
傍聴者数	0 人

1 議題

(1) 諮問

< 諮問事項 >

- (1) 緑の保全地区の指定について
- (2) 保護樹の指定について

(2) その他

2 内容

( 諮問書の交付 )

橋本課長：本日は緑の保全地区の指定ならびに保護樹の指定につきまして諮問させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。山中市長から盛岡会長に諮問書をお渡しさせていただきます。委員の皆様にはお手元に写しをお配りいたしております。

## 市長より盛岡会長に諮問書の交付

### (開会)

橋本課長：それでは、ただいまから会議の進行をお手元の会議次第によって進めさせていただきます。それでは会議の進行につきまして、盛岡会長よろしく申し上げます。

### (委員出席状況の報告)

盛岡会長：それでは、会議が成立しているかどうか出席者の確認をさせていただきたいと思えます。事務局よろしく申し上げます。

橋本課長：委員定数 12 名中 10 名の委員の皆様がご出席されておられます。過半数の委員さんが出席されておられますので、会議は成立しております。

### (署名委員の指名)

盛岡会長：ありがとうございます。そうしましたら議事録の署名委員の指名をさせていただきたいと思えます。立花委員さんとそれから中島委員さんをお願いします。よろしく申し上げます。

それでは、この会議は原則公開となっておりますが、ご希望の方がいらっしゃいますでしょうか。

橋本課長：現在のところございません。

### (議題)

盛岡会長：では、ご希望がないということですので会議を始めたいと思えます。なお、会議自体も原則公開でございますし議事録も公開になっております。議事録に関しご承認をいただきますけれども、公開に対するご了解をお願い申し上げたいと思えます。

### (1) 諮問

盛岡会長：本日の議題は 2 件の諮問がございました、岩園町地区緑の保全地区の指定及び浜芦屋町・松浜町地区緑の保全地区の指定について、それから続いて保護樹の指定についてのご審議をお願いします。

まず、この 2 点に関する説明をしていただきたいと思いますと思っておりますけれども、まず経過を都市計画課からご説明いただきまして、そして委員の方からご質問、ご質疑をお願いしたいと思います。

#### < 緑の保全地区の指定について >

東課長：

- 諮問事項の (1) 緑の保全地区の指定について説明 -

盛岡会長：先ほどご説明いただいた保全地区の指定の賛成 61 パーセント，その 61 パーセントの母集団は指定をしようとしている対象地域，2 地区の平均というか両方のサンプルの和ですね。

東課長：地区，町別で言いますと 57 パーセント 58 パーセント 63 パーセント，大体 60 パーセント前後です。

日下部委員：この地区の指定の元々の発端っていうか，市のほうが導入したいということで住民の方へ意見を聞いて，自治会の方で検討されたものについて指定しようとしているのか，それとも一方的なスタンスですか。

東課長：自治会は通しておりませんが，まず緑の基本計画を平成 20 年度に策定いたしまして，その中の早期に実現する施策として，緑の保全地区の指定があり，保全に値する地域ということで，第 1 種低層住居専用地域で風致地区の入っていないところでという位置付けの中で順次やっていこうということで，今回については北の部分の岩園町ということで。

日下部委員：市がリーダーシップをとって，自治会の方に別に。

東課長：自治会では無しに個別に指定しようとするところにアンケートを送付させていただいています。

日下部委員：緑地率の緑地っていうのは，例えば保全地区でしたら 10 平方メートルで 6 本以上の樹木ですが，風致地区の被緑地の 30 パーセントの中で緑化の基準というのとは，たとえば花とか，芝とかそういうのは 30 パーセントの中に入りますか。

東課長：芝は入ります。

日下部委員：保全地区には入らないのですか。入るんだけども，樹木を 6 本とかという形ですか。

東課長：風致地区につきましても 10 平方メートルにつき高木 1 本，中木 2 本というのがございます。そちらの方が厳しいです。

日下部委員：意見が住民からあるでしょう。

東課長：風致については必ず 10 平方メートルにつき高木 1 本，中木が 2 本いるんです。この考え方というのは，当初，緑地の計画をしておいても，管理の状況によって，枯れてしまって緑地が緑地でなくなる可能性がある。そういうことで，高木 1 本，中木 2 本を植えておくとそれなりの緑地が継続するということから，そういう緑地基準の中での高木・中木についての規定があると聞いております。今回の指定しようとしている基準につきましても，高木 1 本，中木 2 本ではなしに 10 平方メートルにつき 6 本以上植える。これは低木も含めた木の数で，そのうち高木が最低 1 本，又は中木が 2 本ですので，高木が 1 本で低木が 5 本でも構わないですし，中木が 2 本で低木が 4 本でも構わないということで風致地区の規定よりは緩やかになっております。何でこんなことをしたのかと聞いてみると，既に入居されていないところで決めている南芦屋浜と，市が分譲している

高浜町の緑化基準がこの基準になっておりますので、既成市街地でないところの基準がこれになっておる部分ですので、これを超えるということについては少し無理があるかなということでこの基準にさせていただきました。率につきましては、アンケートのご意見を聞きながら風致地区と同等でいいというご意見も相当数あったんですけれども、反対だと言われる方も 2 割弱ございましたので無理のないところの基準にさせていただこうということで半分、それと敷地の小さい方については 10 パーセントということにさせていただきたいということでございます。

津久井委員：岩園町の指定区域の中に岩園小学校は含んでいませんよね。これは市有地なので必要がないということで含んでないのか、既に風致地区になっているのか。

東課長：用途地域が中高層住居専用地域ですので、市が考えている第 1 種低層住居専用地域でないところでございますので除外させていただきました。小学校だから外したということではなく、ベースのルールからです。

津久井委員：既にここは線引きされているわけですね。質問させていただいた趣旨は、岩園小学校が、ちょうど岩園町の入り口辺りにあって、なかなか洒落た感じだと思いますけれども、あまり緑が目立つような雰囲気ではなかったような気がします。今から保全地区に指定しようとしている地域の入り口にあたる象徴的な場所が、何となく緑の乏しい雰囲気になっているのに違和感を感じたので、逆に言えば保全地区に指定しなくても、教育委員会などと協議して、とにかく表面に緑を大切にしようとアピールが出来ないのかなと思ったので質問させていただきました。

東課長：今回の指定から条件として合致しないので省いておりますけれども、小学校になりますと芦屋市住みよいまちづくり条例の特定建築物という位置づけになりまして、その中で緑化率というのが 20 パーセントと決まっております。ですから、学校は 20 パーセントの緑化をする、ただグラウンド等が要りますのでグラウンドに木を植えるわけにはいきませんから、若干の配慮はしておりますけども、別の条例なりで緑化基準がございますので、今回岩園小学校を意図的に入れる必要がないということでございます。

立花副会長：我々コミスクの会として今の意見は非常に重要と思えました。要するに、ルールだけで保全というのは大事ですが、今ここで考えている保全地域の入り口の小学校は、市の施設ですから、緑化して行ってこの地域に緑が多いことをアピールするということを考えていただきたいということに理解したのですがよろしいでしょうか。ルールでどうのっていうことではないんですよ。そういうことですよ。

盛岡会長：そういうことです。もう一押しさせていただくと、住みよいまちづくりの条例は地域ごとにさまざまなまちづくりを定めることではなくて、市民自らまちづくりに参画していくということを支えている基本的な枠組みだと思います。そうすると岩園町地区緑の保全地区指定は、地区に指定された場合に、緑を育てていこうという市民がなんらかの一団のチームとして活動を展開していこうとしたときに、地区は地区だと、緑のまちづくりの地区としては保全地区は一団の地区だけれど、小学校は別ですと、それ

はそのゆたかな芦屋市の住みよいまちづくりという条例のひとつの枠組みがありますと  
なりますと、一体となってまちづくりやっぺいこうとする場合の緑は緑で地区ごとにや  
って下さいと言われたらやっぺいその地区指定ということだけで物事考えられると非  
常に困る。この辺はなにかお考えございますか。

東課長：アンケートの自由にご意見をお書き下さいという欄でかなりの方が書き込んで  
いただいております、賛同するということの中で、すごくいいことだということになってお  
ります。それと、昔と比べて緑の数が少なくなっていることを危惧するということで、  
緑の基本計画を策定したからということではなしに、芦屋の住宅地としての魅力のひと  
つの緑の部分について、市の方針として目標定めて緑を増やしていこうということが市  
の方針でありますし、住民の方の意向でもあるという理解をしております。ただ、具体  
的にそれをやるにつきましては、市の一方的な思いだけでやれるわけではございませ  
んでして、一部の方々のご意見も聞かせていただいて十分に理解していただいている中  
で決めていくということに当然なるわけですが、そう意味で昔と比べて緑が少なくなっ  
てきている方のご意見というのが相当数ございますので、市としても元々民間の方が造  
ったまち芦屋でございますので民間の方に任せればいいのか、反対の意見の方にもそう  
いうことを言っておられる方もいらっしゃる。自分がやらないということではない。  
でもそれを行政が決めるということには疑問を感じるという、ある意味当たり前の今ま  
での市民感情として持っておられている正常な感情ではありますけれども、片や減って  
きておると危惧されているという住民が相当数いらっしゃる中で、行政とすれば一定  
のルールを作って、守らせると、底上げするというシステムを作るのが行政の仕事であり  
不作為にならない形での我々のやるべきことだという理解の元に、今回無理のないと  
ことで定めさせていただきたいということでございます。

盛岡会長：それはそれでいい。それだけじゃなくて、緑のまちづくりの観点からいえば、  
小学校の運営母体であったり、関係するご父兄の方々とか、コミスクとか、そういった  
方々がこの緑の保全地区のお住まいの方々が連携出来るように支援していくのが行政  
の仕事ではないかということをお願いしているのです。その面も合わせて、その地区指定  
ということベースにしながら発展してほしいということです。

砂田参事：今、岩園小学校が委員の方からお言葉いただきました、ちょうどこの地区の  
入り口の玄関のところになると。場所的にも皆さんの一番目に触れやすい場所という  
ところかと思えますけれども、オープンガーデンによる「花と緑いっぱいのもち」という  
ことで、そういう運動をやっておるんですけども、今のところ岩園小学校はオープンガ  
ーデンに参加してもらえてない。朝日ヶ丘小学校とか他の中学校とかでは参加してい  
ただいておるんですけども、そのあたり、これから私どもから教育委員会にも投げかけ  
など致しまして、そういう運動にも参加していただいて、この町の岩園町の町の目立つ  
場所になってくると思いますので、そういう協力をしていただければ、私どもの方から  
投げかけをしてみたいという具合に思っております。

立花副会長：コミスクということですが、保全地区を決める、これはいいのですけど、決めるだけじゃなくて例えば自治会であったり、私が関係していた宮川コミスクと連帯して一緒に自分の地域に保全地区が出来たからこの町をそういう緑の町にしましょうみたいな運動を、これは行政がすることかどうかわからないんですけども民間のムーブメント、こういう意識付けをする、いい岩園のこの保全地区を中心に岩園地域が、自分たちの町をそういう緑の素晴らしい町にしようという市民のムーブメント起こすということも大事やないですかと会長もおっしゃっている意見のフォローです。それも行政がどうのということではなくて上手く連携してやっていくのが大事かなと。いくら保全地区決めたってそれはそれで終わりでございます、行政が決めてそれで終わりじゃなくて芦屋市民全体が、既に緑のいい町だと思ってたんやけれども、やっぱり保全していかんとあかん町、だんだん枯れてくるみたいな町なので、やっぱり市民のムーブメントを起こさすことが大事やないですかと、一言言わせてください。お願いします。

盛岡会長：とりあえず隣接するその地区という形で今回指定された、その思いとしては更にこの周辺もという意見はありましたが、とりあえずはここまでで止めたという部分がございますか。

東課長：緑を造るということの一定の余裕のある地域でないと過度の規制になりますので、建ぺい率が60パーセントのところを指定しようということは、今の段階では考えておりません。40パーセントの部分で既に規定があるところ以外のところ、風致に入っていない40パーセントのところを順次やっていこうと。

盛岡会長：順次といった場合、この周辺に同等の地区がございますということですか。

東課長：周辺にはございません。もうちょっと離れたところになります。

盛岡会長：ここにはないということは、この周辺での指定はほぼこれで意図的にはひとつの結論と考えていいですか。

東課長：いえ。山の部分で他にもございますので。浜の部分ではあまりございません。

盛岡会長：山の部分。この隣接する岩園のまだ上。道路挟んで北側すぐといことではない。

東課長：岩園のちょっと離れたところ。大抵の場合は既に決まっておったりとかしています。風致で指定されておりますので、風致の抜けているところということですから必ずしも隣接ではなく飛び飛びになっています。

盛岡会長：ですから、この種のもの、当然ながらこれから指定地域を更に充実させていきたいという意図がある場合は、この意図はどこでみたらいいのかなと。それがよくわからないんです。全体の関係がわからないという意見ございましたか。

砂田参事：今説明しました、第一種低層住居専用地域で風致に入っていないところということで。大きいエリアとして山手町、芦屋川の上の方になるんですけど、それから朝日ヶ丘、東山の一部も入ってきます。その辺りの風致地区になっていないところと、現在風致地区が入っているところその辺りが繋がってまとまって参りますので、この山麓

部分のかなりのエリアが、この保全地区と風致地区と合わしますと、かなりの部分が増えてくると思います。

盛岡会長：それは緑の基本計画をじっくり見れば、読み取れるということですか。

東課長：今回指定できましたら、少しやはり様子を見たいと思います。やったはいいが、色んな反応があるということでしたら、続けざまにやってということではない。様子を見させていただいて、その中で次、2段、3段になるのか、一気にやるのか、そういう形で、そのときには全体像が分かるような資料にさせていただきます。

長野委員：この規制家屋は、大体みんな満たしておりますか。結局、面積に対する割合が170平方メートル以上の時は15パーセント、以下は10パーセント、だいたい規制の地域の中は全部満たしていますか。

東課長：個別の調査はそこまで出来ていませんが、満たしていないところも当然ございます。逆に言うと15パーセントでとどまっていなくても相当数ございますので、いわゆる底上げということでの地区指定ということの理解をしております。

長野委員：満たしていないところには何も指導はしないわけですか。そのままですか。

東課長：いえ。地区指定することによって、建築行為、新築とか増築とか。

長野委員：その場合だけです。せいぜいそのままじっとしているところはもう何も言わないわけですね。もうひとつでは、新築・増築とかした場合には、確認は完成時にやるわけですか。高木が1本とか低木は何本かとか、完成した時に見て確認するわけですか。

東課長：少なくとも写真の提出等で確認させていただくことになります。

長野委員：極端な悪い例ですが、植えてあと写真撮ってすぐにもいいわけですか。そうなるでしょ。

東課長：撮る時期がいつなのかなんですけれども。

長野委員：だから、家のこの辺はまだ何か作りたいから、一応木を植えといてすぐにも撮って写真だけ撮って、そういうことも出来るわけですね。

東課長：可能と言え、可能です。

長野委員：罰則も何もないわけですね。強制力もないわけですか。

東課長：ないというか、意見にもございました「ほっといてくれ」という話の中で、指針を示すということは市としてしか出来ませんので、少なくとも守っていただくという前提に指針を決めさせていただいたということでございます。

長野委員：だからね、高木は3.5mとか中木は何mとか、ビシッと決めているでしょう。なかなか難しいよね。この確認にはきちんと行くわけですか。

東課長：基本的に行きます。これ以外にも色々なルールがございますので、その中で完了検査というのはございます。

竹内委員：後から確認という手もあるのですが、風致地区ではその建設申請の時にこういう規則があるんだよときっちりおっしゃっているようで、私もそういう場合にあいま

して実際見ましたけれども、そういうふうに最初からきちっと庭園都市だからと、きちんと説明をもってご理解いただくようにしていただいたらどうでしょうか。

東課長：今回答申いただきましたらご準備いたしまして決まりましたら、今の段階では周知経過を設けまして、3ヵ月後ぐらいから施行させていただきますという通知を、先ほどの縦覧の時に個別に案を送ったと同じように、個別にいついつからこの内容で施行させていただきますという案内をさせていただきます、分からない、知らないということにはならない。

盛岡会長：それは、建物の取引の重要事項に入りますか。必ず取引の時には書面が付いている訳ですね。どなたかがおっしゃった風致の制度を準用されているところがあるから、高木・中木は本数とかでは緩和されていますけど、概念的ではそれを使っていませんね。概念的に使うというのは、実態から見たときに10平方メートルで高木1本、中木2本という概念からいう適合しているかどうかという実務からみた時に、それは大丈夫ですかっていうのは、質問もあまりはっきりしないんですけど。なぜかと言うと、土地の所有者の方が転売じゃなくて財産が必ずしも継承出来ないというケースがあって、するとその狭小宅地かは別にして敷地内に相当大きなお屋敷町であったというのがあって、それなりに幹とか樹径をもった木が残っています、高木ですよ。ですから普通その高木が樹幹としてみたときは10平方メートルの土地の上に樹幹がかぶさってましたという形態はあると、それが10平方メートルに1本ではなくて20平方メートルあたり1本しかないとか、当然そういうお屋敷町であれば、そういうところがたくさんあるわけで、その下にそれなりの空間なり駐車場なり色んなものを設けていただかなければいけないような実態が多分あると思う。それはなぜかと言うと、松浜町だけが10平方メートルに1本の木があるかと言うと、もっとスキスキですよ。公園みたいな感じで。それを、うちは10平方メートルに1本とっているわけ。そこらあたりの体が屋敷町が変わっていくときに、しかし緑を保全しながら移行していくときに大丈夫かなという感覚がないわけではない。大丈夫ですか。

東課長：今おっしゃった木というのは超高木というような木になると思うんですけど、超高木につきましては緑化基準の2番の3)で、高さが5メートル以上の高木であれば高木2本相当に。そうなりますと、あと低木だけでいいということになりますので、低木であればどんな形でも植えられるのかなと。中木にいたしましても生け垣なんかを少し設けていただくと相当数が稼げます。過度な規制ではないと思っております。

盛岡会長：そういうことを含めて、ご説明は自治会には言ってないのですよね。口頭で説明した対象者はどのぐらいいらっしゃいますか。

東課長：口頭というか文章ですけども、全員の方です。

盛岡会長：でも文書はわれわれも見せてもらって応答しているわけで、応答して初めて、それは過度な規制ではありませんかとかはそれなりに納得できる、規制だけでなく緑を育てていきたいと思いますという意識もみなさんに生まれてくるわけですから、そういう



コミュニケーションをされていくことが大事だと思います。

東課長：今回決まりましたら計画書をお送りさせていただきますので。参考例といえますか、こういう敷地でこういう計画であればこういう風にクリア出来るんですよ、ビジュアルで訴えかけられるような資料なりをご説明すべきではないかというご意見いただいて、そういう資料を作りましてお送りさせていただこうと思っています。

盛岡会長：そういう説明の機会というのをお持ちになられると。しかも、それは決して規制を発動、発効させるためにも機会としてお伝えいただいて、緑を育てていこうという市民の方々の活動支援のためにも開いているというような形で運営されたら。いかがでしょうか。

小林委員：仕事柄、特に街路樹とかで高木になればなるほどある時期、非常に落ち葉が屋根のトコが詰まるとかという電話が頻繁にかかってきます。今回も見ておりましたら、高木ということで高くなればなるほど、どうしても建物にかかってくるメンテナンス費用というのが出てくると。よくあることですが2階建ての屋上であれば屋上に落ち葉が溜まって知らずに漏水の原因になるようなことになっていたりとかというようなこともございますので、その辺をすべてのおかれているメンテナンス費用ですね。木だけじゃなくて建物にかかってくるメンテナンス費用というのが若干心配になってくる方が出てくるのではないかなと思いますので、それに関してどうお考えでしょうか。

東課長：ご意見、意見書の中にもそういった件があって説明させていただきました。あるのは事実だと思いますけれども、行政がそこまでの手を入れて個人の方の緑のお世話をするというのはできかねるのかなと。そういう問題があるというのは認識しております。当然そういった方なり地元の方は負担されているのは承知しておりますが、それにまして緑が多くあるというメリットがあるのではないかなという理解をしておりますので、ご協力いただきたいと思います。

小林委員：方法は色々あるんですけどね。特に屋根であったり高いところは一般の方は上がれない、漏れ出すと致命的な補修をしないといけなくなる。奥池の方はトコをとってくださいという話がよくあります。

日下部委員：緑の多い街であれば、それだけコストもかかると思います。

盛岡会長：いかがでしょうか。この指定にかかる合理的な手続き、それから、必要性、効果、それから市民の方々のご意見、それに対する行政としてのご回答、それから我々として質問がいくつかございましたらそれに対するお答えもいただきまして、これからの緑のまちづくり進め方についてもご発言がございましたので、今回の指定にかかる大きな問題は今の時点では提出されてないような気がいたしますが、諮問したその日に答申をするというスピーディーな対応が、スピーディー過ぎるのではないかというご意見があるかも知れませんが、その点はいかがですか。それについてご意見を承って判断させていただきたいと思います。

津久井委員：特に問題がなければ、この場で結論出してもいいと思うのですが、今、あ

るものの修正訂正が許されるのかどうかも含めて、この場で出来るのであれば特にいいと思いますが、例えば、今日出た話の中でその意見書としての考え方というのは p6 に載っていますが、市の考え方というのは、本当に行政としての考え方を述べているだけで、ちょっと突き放したような感じで、今日の議論の中でもコミュニティといいますが、住民の方々とどう支援するかとか、あるいは共同でとっていいのか分かりませんが、そういう事が何にも書いてないわけです。例えば、一番市の考え方の最後のところで『今後、「芦屋市緑の基本計画」に基づく施策の展開においては、住民の意向を確認しながら行っていきたい。』ということで、住民があくまで客体みたいな書き方になっていますよね。今日の議論はそういうことじゃなくて住民の方々にも理解をしてもらって、主体的に自発的に色々なことをしていただくための、先ほど出た言葉で言うと、ムーブメントを起こしていくんだという、そういう議論があったものを反映することが、この場でできるんだとしたら、それでいいと思います。例えば、これも住民の意向を確認するだけじゃなくて、住民の方々にも理解を求めて、住民の方々の活動も市としては支援していきたいとやっていうことが今日の議論を踏まえた回答のあり方かなというふうに聞いているのですけども。そういうこの議論を反映して修正をするようなところがあるというふうに、市がお考えなのかどうか。

東課長：緑の基本計画の中にも、そういった団体の支援とかというのがございますし、この保全地区に対するアンケートの最後の部分で、そういった市民活動に参加される意向がございませうかという設問を設けております。回答の中ではなかなか積極的な回答はあまり多くなかったですけれども、市の方針として、参画と協同でございませうので、そういった事については全市的に、どういうやり方があるのかということを含めまして考えて推進をしていきたいと思っております。この「意向を確認しながら」という表現が良くないということでしたら、この部分を訂正することはやぶさかではございませうし、諮問についてのことでルールとして基準を「これではどうだ」というご意見があれば、それで考えさせていただきたい、そうじゃない部分について今おっしゃっているいろいろやっていることについては、市の方の意見として全然違えておりませうので、修正しろということであれば修正はいたします。

立花副会長：他の同じような策定委員をやっていますね、今おっしゃったことが正しくて、大変きついことをストレートに言いますが、行政が作られる文章というのはどうしても、言葉悪いけど紋切り型みたいな、「こうしますから、こうなさい」みたいな文章、文章の問題です。どっちか言うと行政はこういうふうに「我々はこういう指定にするからみんなも一緒になってこんないい街創りましょう。」みたいな文章というか、なんか市民が見て「おお、なるほど、一緒にやろう。」みたいなことを示唆するような文章がほしいと思いますが、会長どうですか。

盛岡会長：そのとおりだと思います。これは多分2つあるんですね。1つは、市の考え方という文言を市の責任でもう少し改めてほしいということ、改めるにあたって少し時間

がいりますということであれば、文言協議という形で進めていただいたらいいんじゃないかと思います。もうひとつは、審議会として答申自体をこれは大変結構なことだけでも斯々然々ということの基本的なところを踏まえて進めてくださいという、追加文言を付ける2つある。まあどちらでも可能だと思います。事務局いかがですか。

砂田参事：今いただきました、市だけで勝手にやっているのじゃないよと住民さんと皆さんと一緒にやっていきましょうということをご皆さん方に分かっていただく。先ほどのご意見の中で市民の方と直接お話ししたのかとか、文書だけですかとかというような話もあったんですけども、この中で今度指定していくにあたりまして地域に標識を上げるということになっております。その中で各個人の方に紙をお送りしてということだけでなく、普段その地域の方々に普段目にふれるところにそういう標識があげるといことになりますので、普段からそういう気持ちを皆さんに持っていただく、文言の中に私どもの方も地域の方と皆さんと一緒にこの街の緑を増やしましょうという標識の中に言葉を込めて、皆様方と一緒にやっているということをお知らせしていきたいなという具合に考えております。

盛岡会長：それも大事だと思います。それでもまだオフラインやね。人の顔は前でみえてこないからね。行政が一番苦手な市民と直接顔見て話をすることをやらないと、スムーズに進まない局面というのが出てくるかもしれない。これは是非お願いしたい。

我々として市の考え方という文言については先ほど替えることについて、やぶさかでないとおっしゃったので、考え方としての文言をもう少し修正をいただくことと、それから我々自身の方針、諮問受けましたと、妥当ですと、お進めください、こういうふうにご書くだけでなく、もう少し文言を追加して、行政の進め方に関する我々サイドの今意見交換したことを踏まえて文章に書き込んでみるという、一つの手がある。

もちろん行政はまず今日の意見を踏まえて事務局として、仕事としてそれを支えていただいて文言を文案として原案を作っていただいて、みていただいて、これでいいですかと審議会の意見を反映していますかと、それで答申という中に物理的に入れていただいて、これでいいですかときちんとメールかなんかしていただく、それは可能だと思います。

それに関してのご意見ありますか。

津久井委員：文案は正副会長に。

盛岡会長：それは承ってもいいですけど、ちょっと時期的にどれぐらいタイムでできるか心配はある。まずは事務局に今日の議論の発言の趣旨というのを発言の順番ではなく論理の順番に並べていただいて、こういうことを審議された、それが答申の中に、諮問いただいたことは大変結構でお進めいただきたいが、次の点にご配慮くださいと、箇条書きに書いてあるそんな形態にすれば、我々として責任ある。それを皆さん方がつまんでいただいて今後の行政上の運営に生かしていただいて。よろしいですか。

砂田参事：今いただきました、皆様、委員の方々のご意見を整理し直しまして、事務局としての案を整理してみまして、まず会長に。

盛岡会長：はい，正副会長預かりにさせていただいて，それで修文修正の責任は我々でとります。できますれば，私ども任期の6月末までの早い時期にその修文された文案を委員の皆様方にお送りをして，確認をしていただいて，手続きを踏んだ上で，答申という形にさせていただきますが，基本的に今日諮問いただいたおおよその骨格についてはご賛同いただいたということによろしゅうございますか。これまず確認しないとイケません。はい，じゃあ，ご確認いただいたということで。文言の点での修文につきましては，会長・副会長に手続き部分についてご一任いただきまして，その文面については委員のすべての方々にご確認をいただく。タイムリミットは私たちの委員の期間内で事が済むように進めていただきます。

では，もう一点の保護樹の指定についてお願いします。

< 保護樹の指定について >

東課長：

- 諮問事項の(2) 保護樹の指定について説明 -

盛岡会長：指定番号，今回通して17番までございますけども，保護樹としての指定番号とプレートみたいなものを掲げられるのですか。

東課長：公共ですので，必ずそれは設置させていただきます。今回福嶋さんのところについては出来るだけ標識を上げていきたいと考えております。

盛岡会長：いかがでしょうか，この点について特段問題はないようであれば。

長野委員：7番の精道小学校敷地のクロマツですが，バリアフリーとかその辺の問題です。これ歩道の上で，普通，車椅子の場合どこを通るのですか。

東課長：計ってはおりませんけれども，車椅子は通れるのではないかと。

長野委員：たぶん無理でしょ。こういうのを指定すると非常に無理がいくてくると思います。阪神駅近くで，今，バリアフリーを一生懸命やっておられるが，確かに木は大事だけど，人の命の方が大事なんじゃないですか。

東課長：現地再度確認させていただきまして，木そのものが支障で車椅子が通れないということでは必ずないと思いますので，周りのしつらえについてバリアフリーの所管も我々しておりますので確認して，もしそういうことがありましたら改善していきたいと思えます。

長野委員：それと，こうして見ると，割と歩道に，道路敷地が多いんですね。これは先々だんだん木が大きくなったり，根が浮き出したりすると，非常に歩道にあるので邪魔になってくると思います。今はいいかも知れないけど，木も成長していますから，やっぱり歩道が隆起したり，色々絶対出てくると思うんだけど。歩道にあるのが私は非常に気にかかっています。

盛岡会長：これは結構意見に幅があるんですね。快適に適應されるような話に最近なりすぎていると思うんですね。車椅子は非常に重要な手段であるから、歩道幅を確保しなければいけないのですが、もともと芦屋の街の出来方からしたときに、歩道すらない街路というのが結構ありまして、その上にもととの河川敷にあった松が残っているというのが芦屋の実態です。大事ですが、バリアフリー法に基づくその基準があってその基準を適用するという方に流れるのは、本当はどうかなと思います。やっぱりいたわり合い・譲り合い一緒になって街の中で暮らしていく。ベースはそこだと思います。同じ空間をみんなですつらえていくわけです。限りある空間です。それを取り合いするような議論をしては絶対だめです。

日下部委員：官有地と民有地の違いはあるでしょうけども、保護樹と指定された場合のプラスマイナス、家にとってプラス 3 とか、そのあたりはどうなんですか。公有地の場合指定すれば伐採などが難しいのですか。指定解除するとか。

東課長：公有地の場合はそういうことですね。保護樹に指定しますと伐採するにはそういう手続きがいりますし、行政としても公共だからいくらかでも保護樹の指定が出来るということではないと。それなりの覚悟をして指定しています。

日下部委員：民有地の場合はどうなるのですか。基本的には一緒ですか。勝手に切れないのですか。

東課長：基本的には一緒です。勝手に切れませんが、もちろん手続きしていただいたら切れるということです。ただ、そうですかとすぐに同意ということにはならない部分がある部分もあります。移植をしたりする場合があったりとか。

日下部委員：市の方から見たら民有地の中にあるけど、残したい指定したいという場合はお願いしたりするわけですね。結局それがなかなか実現しないという。要するに維持管理することについて何か負担みたいなことあるんですか。

東課長：年間 1 万円の補助金が出ます。

日下部委員：それなりにきちっと剪定とかもやっぱりしないといかんと義務が発生するんですか。民有地の場合に。

東課長：それは管理についてはお任せする部分がありますけれども、保護樹でなくなるような極端な伐採には手続きがいることになります。

日下部委員：先ほど官有地と同じような指定解除するということですね。

砂田参事：民有地と公共の場合の維持管理の話でいいますと、民地の分でいいますと公共の方で剪定とか維持管理の方に直接お手伝いするのは、なかなか難しい部分がございますので、そういう助成制度を使わせていただいておりますけれども、公共の部分になりますと市側で直接管理しますので保護樹の樹形とか成長、そういうものについて出来るだけ理想的な樹木管理が出来るという方向に公共側の木については出来るのではないかなと、民有地の場合はやはり予算との関係とか、ご自分のご都合もありましょうけども、やはり管理についてご自分のご意向が強くなる可能性が当然出てこようかと思えます。過度なも

のについては手続きをしていただくことになっておりますけども公共のものについては出来るだけいい形で、特に市民の皆さんに一番よく目に触れるというものですので、そういう旨の皆さんの啓蒙啓発というのでしょうか、そういう市民意識の向上には繋がりやすいんではないかなと思っています。

岸委員：個別の家では管理をお任せするという事で、それと、そこそこの考えがある。そこに公共のものというものが、私はもっともっと街路樹を増やしてほしいと。市が街路樹を増やしていただければ、街全体の緑が増える。そういう風にしてもらいたいなということがありますので、こういう公共のところは、それと大木は時間がかかる。その時間というのは街の歴史ともなるので、例えば大正橋ですか、そこに松の木が2本ありますが、本当にバスも通るため歩行者も通りにくい。でも、あそこは例えば芦屋川がありますので、芦屋川の方にふくらますようにすれば、その松も大木も残るし、街の景観もまっすぐではなしに、カーブにすれば緩やかな雰囲気が出るのではないかなと、そういう風になれば街路樹をもっともっと生かす、すぐ伐採するとか、時間に対してそういうことを出来るだけしない方向で指定できないかなと常々思っております。

盛岡会長：保護樹は今まで17件、解除された案件も相当あって、やっぱり台帳をきちっとお作りいただきたい。その台帳っていうのは保護樹特有の特性だけを書くのではなくて、その木の周りを皆さん方がどのように空間をお使いになっておられるのか、この木をめぐる、今歴史とまでおっしゃった、そういうことも含めて担当者に引き継いでいけるような台帳を作っておられたら、私は色んなところにその台帳が使えると思う。やっぱり一本一本が全部歴史を持っている、意味のある。だから財産なんですよ。そういうのをしっかりと受け継いでいくのが緑のまちづくりの基本になる。是非それはやっていただきたい。

追加して含めた保護樹の今回の8本の指定に関するご意見は皆様方ご賛同いただけるといことでよろしいですか。はい、ご賛同いただいたということで。ありがとうございます。審議をすべき諮問事項に対する対応は以上で終了したいと思います。

## (2) その他

東課長：前回文書によりまして、保護樹の解除ということで時間もない中でご迷惑お掛けしました。経過報告だけさせていただきます。あれから、所有者さんの工事のスケジュール等がございまして、勝手にやりたいというところを一定時間待っていただいているわけですが、手続き上の時間の中で4月22日に解除の告示をして、23日に完了報告という形で書類を出していただいて、手続き上はそれで完了し、現在はその木はございません。時間のない中で大変ご迷惑をお掛けして申し訳ないということと、協力のお礼も申し上げたいと思います。それと前回の説明の中で岩園町の保護樹林の変更ということの説明させていただきました。これにつきましては、変更ということですので、

諮問という形の対応は不要ということですので、それについて、また結果の部分でこれからの話の説明をあわせてさせていただきたいと思っておりますけれども、前回説明のとおり、保護樹林の区域と生産緑地の区域が複層しておったというようなことで、今回寄付を受けることによってそれが明らかになって各々変更させていただきました。ということで生産緑地については都市計画決定の変更という手続きがございますので、この6月ぐらいの都市計画の中での変更の都市計画審議会を開催いたしますので、その同時並行でこちらの保護樹林の地番の変更ということになるんですけども、その手続きをさせていただくということで合わせて報告させていただきます。

盛岡会長：若干、前回ご欠席の方、脈絡をご理解いただきにくいところがあるかもしれませんが、もしご質問がありましたら経過も含めてその他事項の中で伺ってまいります。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、その他事項も終了いたしましたので、今日の環境審議会の第1回という形での開催は、以上で終了したいと思います。先ほど申し上げたように諮問に対する私どもとしての答申の文案につきましては、会長、副会長にご一任いたしまして、起草しましたものについては皆様方にお諮りしたい、よろしくお願いたします。

以上